

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号

)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第4条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500
	2	122,500	174,100	195,900
	3	123,500	175,600	197,300
	4	124,400	177,100	198,700
	5	125,400	178,500	200,100
	6	126,400	180,000	201,600
	7	127,400	181,500	203,100
	8	128,400	183,000	204,600
	9	129,200	184,500	206,100
	10	130,200	185,700	207,700
	11	131,200	187,000	209,300
	12	132,300	188,300	210,900
	13	133,100	189,700	212,300
	14	134,100	190,800	214,000
	15	135,100	192,000	215,700
	16	136,100	193,200	217,400
	17	137,200	194,400	218,900
	18	138,400	195,600	220,100
	19	139,600	196,700	221,300
	20	140,800	197,800	222,500
	21	141,900	198,800	223,800
	22	143,100	200,000	225,400
	23	144,300	201,200	227,000
	24	145,500	202,400	228,600
	25	146,700	203,600	230,300
	26	148,200	204,900	231,800
	27	149,700	206,200	233,300
	28	151,200	207,500	234,800
	29	152,600	208,800	236,200
	30	154,100	210,100	237,600
	31	155,600	211,400	239,000
	32	157,100	212,700	240,400
	33	158,600	213,600	241,700
	34	160,400	215,000	243,100
	35	162,200	216,300	244,500
	36	164,000	217,700	245,900
	37	165,800	218,800	247,200
	38	167,500	220,100	248,600
	39	169,200	221,400	250,000
	40	170,900	222,700	251,400
	41	172,500	223,800	252,600
	42	173,900	225,000	253,900
	43	175,300	226,200	255,200
	44	176,700	227,400	256,500
	45	178,200	228,600	257,600
	46	179,600	229,800	258,800
	47	181,000	231,000	260,000
	48	182,400	232,200	261,200
	49	183,700	233,400	262,500
	50	184,900	234,600	263,700
	51	186,100	235,800	264,900

	52	187,300	237,000	266,000
	53	188,400	238,200	267,100
	54	189,500	239,200	268,300
	55	190,600	240,200	269,500
	56	191,700	241,200	270,700
	57	192,800	242,300	271,700
	58	193,900	243,300	272,800
	59	195,000	244,300	273,900
	60	196,100	245,300	275,000
	61	197,200	246,300	276,100
	62	198,100	247,200	277,200
	63	199,000	248,100	278,300
	64	199,900	249,000	279,400
	65	200,600	250,000	280,300
	66	201,400	250,800	281,100
再任	67	202,200	251,600	281,900
用職	68	203,000	252,400	282,800
員以	69	203,600	253,200	283,700
外の	70	204,200	253,800	284,500
職員	71	204,700	254,400	285,300
	72	205,300	255,000	286,100
	73	205,900	255,300	287,000
	74	206,600	255,700	287,800
	75	207,300	256,200	288,600
	76	208,100	256,700	289,400
	77	208,500	257,300	290,200
	78	209,200	257,800	290,800
	79	209,900	258,300	291,400
	80	210,600	258,800	292,000
	81	211,300	259,200	292,500
	82	212,000	259,500	293,100
	83	212,700	259,800	293,700
	84	213,400	260,100	294,300
	85	214,100	260,500	294,800
	86	214,800	260,900	295,400
	87	215,500	261,300	296,000
	88	216,200	261,700	296,600
	89	216,800	261,900	297,000
	90	217,400	262,300	297,500
	91	218,000	262,700	298,000
	92	218,600	263,100	298,500
	93	219,100	263,500	299,000
	94	219,600	263,900	299,500
	95	220,100	264,300	300,000
	96	220,600	264,700	300,500
	97	221,200	264,900	300,900
	98	221,700	265,200	301,400
	99	222,200	265,400	301,900
	100	222,700	265,700	302,400
	101	223,300	266,100	302,800
	102	223,900	266,300	303,200
	103	224,500	266,600	303,600
	104	225,100	266,900	304,000
	105	225,500	267,200	304,400
	106	226,000	267,500	304,800
	107	226,500	267,800	305,200
	108	227,000	268,100	305,600

	109	227,200	268,400	306,000
	110	227,600	268,700	306,400
	111	228,100	269,000	306,800
	112	228,600	269,300	307,200
	113	229,100	269,600	307,500
	114	229,600	269,900	307,900
	115	230,100	270,200	308,300
	116	230,600	270,500	308,700
	117	231,000	270,800	309,000
	118	231,400	271,100	309,400
	119	231,800	271,400	309,800
	120	232,200	271,700	310,200
	121	232,600	271,900	310,500
	122		272,200	310,900
	123		272,500	311,300
	124		272,800	311,700
	125		272,900	311,900
	126		273,200	312,300
	127		273,500	312,700
	128		273,800	313,100
	129		273,900	313,300
	130		274,200	313,700
	131		274,500	314,100
	132		274,800	314,500
	133		274,900	314,700
	134		275,200	
	135		275,500	
	136		275,800	
	137		275,900	
再任用職員		179,000	189,500	211,400

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十一年三月奈良県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第二号中「技労規則第六条第二項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年十一月奈良県条例第二十六号)附則第三項第一号アに規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・七六を」を「次に掲げる職員である者にあつては、その区分に応じてそれぞれ次に定める割合を当該給料月額に」に改め、同号に次のように加える。

ア 技労規則第六条第二項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年十一月奈良県条例第二十六号)附則第三項第一号アに規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。)

百分の九十九・五九

イ アに掲げる職員以外の職員 百分の九十九・八三

附則第五条第一項第三号中「減額改定対象職員である者にあつては、当該合計額に百分の九十九・七六を」を「次に掲げる職員である者にあつては、その区分に応じてそれぞれ次に定める割合を当該合計額に」に改め、同号に次のように加える。

ア 減額改定対象職員 百分の九十九・五九

イ アに掲げる職員以外の職員 百分の九十九・八三

附則第七条第二項第一号中「減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を」を「次に掲げる職員である者にあつては、その区分に応じてそれぞれ次に定める割合を当該調整基本額に」に改め、同号に次のように加える。

ア 減額改定対象職員 百分の九十九・五九

イ アに掲げる職員以外の職員 百分の九十九・八三

附則

(施行期日等)

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 附則第五項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

3 技能労務職員の給与等に関する規則(以下「規則」という。)

第六条第二項の規定

によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年十一月奈良県条例第十二号。以下「平成二十二年改正条例」という。）附則第三項の規定の適用については、同項第一号中「次の表」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十二年十一月奈良県規則第八号）附則別表」と、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月奈良県条例第三十四号）附則第七条」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十一年三月奈良県規則第三十七号）附則第五条」とする。

（平成二十三年四月一日における号給の調整）

4 職員の平成二十三年四月一日における号給の調整については、平成二十二年改正条例附則第四項から第七項までの規定の例による。

（平成二十二年度における特例措置）

5 平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間における規則第六条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十二年改正条例附則第三項第一号アに規定する減額改定対象職員に係る規則附則第九項及び第十項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一・二」とあるのは、「百分の一・〇七」とする。

6 平成二十二年十二月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における規則附則第九項及び第十項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一・二」とあるのは、「百分の一・〇七」とする。

（給与の内払）

7 附則第五項の規定による読替後の規則の規定を適用する場合には、同項の規定による読替前の規則の規定に基づいて支給された給与は、同項の規定による読替後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

給料表		職務の級	号給
技能労務職給料表		一級	一号給から百八号給まで
		二級	一号給から七十二号給まで

三級
一号給から六十四号給まで